

経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間
の協定の説明書

外
務
省

目次

	一	概説	一
	1	協定の成立経緯	一
	2	協定締結の意義	一
	二	協定の内容	一
	1	総則（第一章）	一
	2	物品の貿易（第二章）	二
	3	原産地規則（第三章）	四
	4	税関手続及び貿易円滑化（第四章）	六
	5	衛生植物検疫措置（第五章）	八
	6	強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第六章）	九
	7	サービスの貿易（第七章）	一〇
	8	自然人の移動（第八章）	一二
	9	投資（第九章）	一二
	10	電子商取引（第十章）	一四
	11	政府調達（第十一章）	一七
	12	知的財産（第十二章）	一八
	13	競争政策（第十三章）	二五
	14	補助金（第十四章）	二六
15		国有企業及び指定独占企業（第十五章）	二六

16	ビジネス環境の整備（第十六章）	二七
17	労働（第十七章）	二七
18	環境（第十八章）	二八
19	透明性（第十九章）	二九
20	協力（第二十章）	二九
21	紛争解決（第二十一章）	三〇
22	最終規定（第二十二章）	三一
23	附属書	三一
三	協定の実施のための国内措置	三九

一 概説

1 協定の成立経緯

令和六年（二千二十四年）三月、我が国とバングラデシュとの間で、経済連携協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致し、同年五月から両国間で交渉を行った結果、協定の案文について最終的合意をみるに至ったので、令和八年（二千二十六年）二月六日に東京において、我が方堀井外務副大臣と先方ボシル暫定政権商業・繊維・ジュート・民間航空・観光担当顧問との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結によって、我が国とバングラデシュとの間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連携が構築されることを通じ、両国経済が一段と活性化し、両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文全二十二章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っている。それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (ア) 協定は、貿易を自由化し、及び円滑にすること、投資を促進すること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を強化することを目的とすることを定める。（第一・一条）
- (イ) 協定における用語の一般的定義について定める。（第一・二条）
- (ウ) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持すること等を定める。（第一・三条）
- (エ) 一定の場合を除くほか、協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しないこと等を定める。（第一・四条）
- (オ) 協定中の一定の規定に関する一般的例外及び安全保障のための例外について定める。（第一・五条）
- (カ) 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認すること等を

定める。(第一・六条)

(キ) 両締約国の政府の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第一・七条)

(ク) 協定の効力発生の日に設置される小委員会及びその任務について定める。(第一・八条)

(ケ) 各締約国は、協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定することを定める。

(第一・九条)

2 物品の貿易(第二章)

(一) 一般規則(第一節)

(ア) 第二章における用語の定義について定める。(第二・一条)

(イ) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとすることを定める。(第二・二条)

(ウ) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えることを定める。(第二・三条)

(エ) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げることを定める。(第二・四条)

(オ) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用することを定める。(第二・五条)

(カ) 一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品について課される税を最小限にするよう努めることを定める。

(第二・六条)

(キ) いずれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向けられる産品について、補助金及び相殺措置に関する協定及び二千十五年十二月十九日の輸出競争に関する閣僚決定に適合しないいかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならないことを定める。

(第二・七条)

(ク) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入等について、関税以外の禁止又は制限であつて関連する世界貿易機関

設立協定の規定に基づく義務に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならないこと等を定める。(第二・八条)

(ケ) 各締約国は、全ての自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、透明性がある、かつ、予見可能な態様で実施されること等を確保すること等を定める。(第二・九条)

(二) セーフガード措置(第二節)

(ア) 締約国は、一定の要件を満たす場合には、二国間セーフガード措置をとることができることを定める。(第二・十条)

(イ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての調査手続について定める。(第二・十一条)

(ウ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての通報及び協議について定める。(第二・十二条)

(エ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての条件及び制限について定める。(第二・十三条)

(オ) 二国間セーフガード措置に係る補償について定める。(第二・十四条)

(カ) 暫定的な二国間セーフガード措置について定める。(第二・十五条)

(キ) 協定に基づく二国間セーフガード措置と世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係について定める。(第二・十六条)

(ク) 第二節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行うことを定める。(第二・十七条)

(ケ) 両締約国は、協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、第二節の規定について見直しを行うことを定める。(第二・十八条)

(三) 他の規定(第三節)

(ア) 第二章のいかなる規定も、締約国が千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に基づいて措置をとることを妨げるものと解してはならないことを定める。(第二・十九条)

(イ) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等を定める。(第二・二十条)

(ウ) 物品の貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第二・二十一条)

- (エ) 合同委員会は、協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択すること等を定める。(第二・二十二条)

3 原産地規則(第三章)

- (ア) 第三章における用語の定義について定める。(第三・一条)
- (イ) 締約国の原産品の要件について定める。(第三・二条)
- (ウ) 締約国において完全に得られ、又は生産される産品について定める。(第三・三条)
- (エ) 産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。(第三・四条)
- (オ) 産品が一方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該一方の締約国は、一定の条件の下で、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を当該一方の締約国の原産材料とみなすことができること等を定める。(第三・五条)
- (カ) 附属書二に定める品目別規則の適用上、産品の生産に使用する非原産材料であつて、関連する関税分類の変更が行われないものが全体として特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たつて考慮しないことを定める。(第三・六条)
- (キ) 産品について、特定の単純な作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならないことを定める。(第三・七条)
- (ク) 他方の締約国の原産品が積送基準を満たすための条件について定める。(第三・八条)
- (ケ) 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなすことを定める。(第三・九条)
- (コ) 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定する

ことができること等を定める。(第三・十条)

- (サ) 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなすことを定める。(第三・十一條)

- (シ) 産品とともに納入される附属品、予備部品及び工具の扱いについて定める。(第三・十二條)

- (ス) 小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三・十三條)

- (セ) 輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三・十四條)

- (ソ) 産品のセットの扱いについて定める。(第三・十五條)

- (タ) 原産地証明書、認定された輸出者が作成した原産地申告及び輸入者、輸出者又は生産者が作成した原産地申告を原産地証明とすること等を定める。(第三・十六條)

- (チ) 原産地証明書の発給等について定める。(第三・十七條)

- (ツ) 原産地申告の作成等について定める。(第三・十八條)

- (テ) 認定された輸出者の認定等について定める。(第三・十九條)

- (ト) 輸入締約国は、輸出締約国の原産品に対し、協定の規定に従い、有効な原産地証明に基づき、関税上の特惠待遇を与えること等を定める。(第三・二十條)

- (ナ) 組み立ててないか又は分解してある産品が複数回に分けて輸入される場合には、当該産品についての単一の原産地証明を、一定の条件の下で使用することができることを定める。(第三・二十一條)

- (ニ) 各締約国は、一定の条件の下で、産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、当該産品の輸入者が、関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定めること等を定める。(第三・二十二條)

- (ヌ) 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるかどうかを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局等に情報を要請する等の手段による確認手続を行うことができること等を定める。(第三・

二十三条

- (ネ) 輸入締約国の税関当局が関税上の特惠待遇を否認することができる場合等について定める。(第三・二十四条)
- (ノ) 輸入締約国は、産品が一定の要件を満たす場合には、仕入書が当該産品の輸出者又は生産者により発給されていないことを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならないことを定める。(第三・二十五条)
- (ハ) 各締約国は、自国の輸出者等が、原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を一定期間保管することを要求すること等を定める。(第三・二十六条)
- (ヒ) 各締約国は、自国の法令に従い、第三章の規定に従って自国に秘密のものと提供される情報の秘密性を保持すること等を定める。(第三・二十七条)

- (フ) 各締約国は、第三章の規定に関連する自国の法令の違反に対する適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持すること等を定める。(第三・二十八条)

- (ヘ) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第三・二十九条)

- (ホ) 合同委員会は、協定の効力発生の日に、原産地規則のための運用上の手続規則を採択すること等を定める。(第三・三十条)

4 税関手続及び貿易円滑化(第四章)

- (ア) 第四章における用語の定義について定める。(第四・一条)

- (イ) 第四章の規定は、各締約国の関税法令の適用における予見可能性、一貫性及び透明性を確保すること等を目的とすることを定める。(第四・二条)

- (ウ) 第四章の規定の適用範囲について定める。(第四・三条)

- (エ) 各締約国は、自国の関税法令が自国の関税領域全体において一貫して実施され、及び適用されることを確保すること等を定める。(第四・四条)

- (オ) 各締約国は、インターネットにおいて、輸入、輸出等のための手続並びに所要の書式及び文書等を速やかに公に利用可能な

ものとする。こと等を定める。（第四・五条）

(カ) 各締約国は、利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、並びに輸入、輸出等のための必要の書式及び文書の取得を容易にするため、照会所を指定することを定める。（第四・六条）

(キ) 各締約国は、自国の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保すること等を定める。（第四・七条）

(ク) いずれの締約国も、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならないこと等を定める。（第四・八条）

(ケ) 各締約国は、物品の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に処理を開始するため、物品の輸入のために必要な文書その他の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持すること等を定める。（第四・九条）

(コ) 一方の締約国は、他方の締約国からの物品の自国の領域への輸入の前に、輸入者、輸出者等であつて、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出したものに對し、関税分類等に関する書面による事前の教示を行うこと等を定める。（第四・十条）

四・十条）

(カ) 各締約国は、両締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りの許可のための簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること等を定める。（第四・十一条）

(シ) 各締約国は、可能な限り、物品の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に基づき、税関の業務を補助するために情報技術を利用すること等を定める。（第四・十二条）

(ス) 各締約国は、特定の基準を満たす事業者に対し、輸入、輸出等の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置を提供すること等を定める。（第四・十三条）

(セ) 各締約国は、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持すること等を定める。（第四・十四条）

(ソ) 各締約国は、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、急送貨物の通関を迅速に行うための税関手続を採用し、又は維持すること等を定める。（第四・十五条）

(タ) 各締約国は、物品の引取りの許可を迅速に行うため、自国の関税法令その他の関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持すること等を定める。(第四・十六条)

(チ) 各締約国は、第四章の規定の効果的な実施を確保するため、定期的に、かつ、一貫性がある態様で、自国の税関当局が物品の引取りの許可までに要する時間を測定し、及びその結果を公表すること等を定める。(第四・十七条)

(ツ) 各締約国は、自国の税関当局が行政上の決定を行う対象となる全ての者が、自国の領域において、行政上又は司法上の異議の申立て又は審査の請求を行う権利を有すること等を定めること等を定める。(第四・十八条)

(テ) 各締約国は、自国の税関職員が私的な利益のためにその公共サービスを提供する者としての地位を利用するおそれがある行為等を行うことを抑止するための措置を採用し、又は維持すること等を定める。(第四・十九条)

(ト) 各締約国は、自国の税関当局が自国の関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰を科することを認める措置を採用し、又は維持すること等を定める。(第四・二十条)

(ナ) 両締約国の税関当局は、税関相互支援協定に従って、第四章に規定する事項について、協力を行い、及び相互行政支援を提供すること等を定める。(第四・二十一条)

(ニ) 一方の締約国は、第四章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができること等を定める。(第四・二十二条)

(ヌ) 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四・二十三条)

5 衛生植物検疫措置(第五章)

(ア) 第五章の規定の適用範囲について定める。(第五・一条)

(イ) 両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認することを定める。(第五・二条)

(ウ) 一方の締約国は、他方の締約国からの要請に対し、衛生植物検疫措置の案若しくは採用した衛生植物検疫措置の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供することを定める。(第五・三条)

- (エ) 一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定することを定める。(第五・四条)
 - (オ) 衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第五・五条)
 - (カ) 第二十一章の規定は、第五章の規定については、適用しないことを定める。(第五・六条)
- 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章)
- (ア) 第六章における用語の定義について定める。(第六・一条)
 - (イ) 第六章の規定は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすること等によつて、両締約国間の貿易を促進することを目的とすることを定める。(第六・二条)
 - (ウ) 第六章の規定の適用範囲について定める。(第六・三条)
 - (エ) 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認することを定める。(第六・四条)
 - (オ) 一方の締約国は、他方の締約国からの要請に対し、自国の強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約を提供すること等を定める。(第六・五条)
 - (カ) 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払うこと等を定める。(第六・六条)
 - (キ) 一方の締約国は、他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であっても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保すること等を定める。(第六・七条)
 - (ク) 一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定することを定める。(第六・八条)
 - (ケ) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第六・九条)
 - (コ) 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において、第六章の規定の目的に適合する協力を強化すること

等を定める。(第六・十条)

(サ) 第二十一章の規定は、第六章の規定については、適用しないことを定める。(第六・十一条)

7 サービスの貿易(第七章)

(ア) 第七章の規定の適用範囲について定める。(第七・一条)

(イ) 第七章における用語の定義について定める。(第七・二条)

(ウ) 一方の締約国は、サービスの提供に係る市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること等を定める。(第七・三条)

(エ) 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること等を定める。(第七・四条)

(オ) 締約国は、第七・三条、第七・四条及び第七・六条の規定に基づいて行う自国の特定の約束を附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載すること等を定める。(第七・五条)

(カ) 両締約国は、第七・三条及び第七・四条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができることを定める。(第七・六条)

(キ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の表に記載する分野等に関するものを除き、最恵国待遇を与えることを定める。(第七・七条)

(ク) 両締約国は、サービス提供者の能力を向上させるに当たりサービスの貿易を規律する透明性がある措置が重要であることを認識し、規制の透明性を促進すること等を定める。(第七・八条)

(ケ) 各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用される全ての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること等を定める。(第七・九条)

- (コ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができること等を定める。(第七・十条)
- (カ) 各締約国は、自国の区域における独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第七章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保すること等を定める。(第七・十一条)
- (キ) 一方の締約国は、サービス提供者の一定の商慣習であつて、競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあるものについて、他方の締約国の要請があつた場合には、当該商慣習を撤廃することを目的として協議を開始すること等を定める。(第七・十二条)
- (ク) 締約国は、第七・十四条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならないこと等を定める。(第七・十三条)
- (ケ) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができること等を定める。(第七・十四条)
- (コ) 各締約国は、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討し、いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を開始すること等を定める。(第七・十五条)
- (カ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、第七章の規定による利益を否認することができること等を定める。(第七・十六条)
- (チ) サービスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第七・十七条)
- (ツ) 両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化のため、両締約国は、第七章の規定及び同章に規定する附属書の見直しを両締約国が決定する機会に行うことを適当な時期に検討することを定める。(第七・十八条)

8 自然人の移動（第八章）

- (ア) 第八章の規定の一般原則について定める。（第八・一条）
- (イ) 第八章の規定の適用範囲について定める。（第八・二条）
- (ウ) 第八章における用語の定義について定める。（第八・三条）
- (エ) 一方の締約国は、附属書七に定める各締約国の特定の約束の各区分における条件に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を定める。（第八・四条）
- (オ) 一方の締約国は、入国及び一時的な滞在の許可等についての申請であつて、他方の締約国の自然人のために提出されるものの処理を、不当に遅滞することなく行うこと等を定める。（第八・五条）
- (カ) 一方の締約国は、附属書七に規定する他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能なものとするよう努めること等を定める。（第八・六条）
- (キ) 両締約国は、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を一層円滑にするため、相互に決定する協力の分野について討議することができることを定める。（第八・七条）
- (ク) 第二十一章に定める紛争解決手続は、一定の要件を満たすものでない限り、第八章の規定については、適用しないこと等を定める。（第八・八条）

9 投資（第九章）

- (ア) 第九章の規定の適用範囲について定める。（第九・一条）
- (イ) 第九章における用語の定義について定める。（第九・二条）
- (ウ) 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成するとともに、関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可することを定める。（第九・三条）
- (エ) 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与

えること等を定める。(第九・四条)

(オ) 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等を定める。(第九・五条)

(カ) 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与えること等を定める。(第九・六条)

(キ) 一方の締約国は、自国の区域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定める。(第九・七条)

(ク) いずれの一方の締約国も、自国の区域におけるいずれか一方の締約国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を定める。(第九・八条)

(ケ) 各締約国は、自国の法令に従い、第九章の規定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保することを定める。(第九・九条)

(コ) いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の一定の要件を満たすものでない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等を定める。(第九・十条)

(サ) 一方の締約国は、武力紛争等により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等を定める。(第九・十一条)

(シ) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約等に基づいて支払を行う場合における当該他方の締約国が行う代位等の承認について定める。(第九・十二条)

- (ス) 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を定める。(第九・十三条)
 - (セ) 第九章の規定に関する安全保障のための例外について定める。(第九・十四条)
 - (ソ) いずれの締約国も、一定の場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を定める。(第九・十五条)
 - (タ) 締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられないこと等を定める。(第九・十六条)
 - (チ) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、第九章の規定による利益を否認することができることを定める。(第九・十七条)
 - (ツ) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第九・十八条)
 - (テ) 投資に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第九・十九条)
 - (ト) 両締約国は、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、第九章の規定の見直しを行うべきであることを定める。(第九・二十条)
 - (ナ) 二国間投資協定は、協定の効力発生の日に終了すること等を定める。(第九・二十一条)
 - (ニ) 協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、第九章の規定及び同章に直接関連する協定の規定は、協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有することを定める。(第九・二十二条)
- 電子商取引(第十章)
- (ア) 第十章における用語の定義について定める。(第十・一条)
 - (イ) 第十章の規定は、両締約国間の電子商取引を促進すること等を目的とすること等を定める。(第十・二条)
 - (ウ) 第十章の規定の適用範囲及び同章の規定と協定の他の章の規定との関係について定める。(第十・三条)

(エ) 各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであつて、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法等の原則に適合するものを維持するよう努めること等を定める。(第十・四条)

(オ) 各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であつて、電子商取引に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保することを定める。(第十・五条)

(カ) 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子署名の法的な効果、法的な有効性又は法的な手続における証拠としての許容性を、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として否定してはならないこと等を定める。

(第十・六条)

(キ) 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる商業活動からこれらの消費者を保護することを定める法令を採用し、又は維持すること等を定める。(第十・七条)

(ク) 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること等を定める。(第十・八条)

(ケ) 各締約国は、自国の適用される政策及び法令に従うことを条件として、自国の区域の消費者が、合理的なネットワークの管理の範囲内で、インターネットにおいて利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、並びに当該サービス及びアプリケーションを利用することができるよう確保する適当な措置を採用し、又は維持すべきであること等を定める。(第十・九条)

(コ) いずれの締約国も、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならないこと等を定める。(第十・十条)

(サ) いずれの締約国も、自国の区域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を定める。(第十・十一条)

(シ) 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置を採用し、又は維持すること等を定める。(第

十・十二条)

(ス) 両締約国は、コンピュータの安全に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること等の重要性を認識することを定める。(第十・十三条)

(セ) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の当該一方の締約国の区域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセス等を要求してはならないこと等を定める。(第十・十四条)

(ソ) 締約国は、自国が政府のデータを公衆のアクセス等のためデジタル式に利用可能なものとする限りにおいて、当該政府のデータが機械による判読が可能であること等の条件を満たすことを実行可能な範囲において確保するよう努めること等を定める。(第十・十五条)

(タ) 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置等を採用し、又は維持してはならないことを定める。(第十・十六条)

(チ) 締約国は、自国が電子的な請求の枠組みに関連する措置を策定する限りにおいて、国境を越える相互運用性を支援する措置を立案するよう努めること等を定める。(第十・十七条)

(ツ) 各締約国は、第十章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置を、可能な限り速やかに公表すること等を定める。(第十・十八条)

(テ) 両締約国は、中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援することについて協力すること等を行うよう努めることを定める。(第十・十九条)

(ト) 各締約国は、自国の法令に従って、電子支払に関する自国の法令を適時に公に利用可能なものとする、電子支払サービス提供者及び金融サービス提供者に対し、適当なリスク管理に従い、電子支払における一層の相互運用性、競争、安全及び技術革新を促進することを奨励すること等を行うよう努めること等を定める。(第十・二十条)

政府調達（第十一章）

(ナ) 両締約国は、協定の効力発生の日から三年以内に、電子的な送信に対して関税を課さないことに関する規定を第十章に含めることの必要性について再評価し、及び同章の他の一部の規定を見直すことを定める。（第十・二十一條）

(ア) 政府調達に関する措置についての内国民待遇及び最恵国待遇の重要性並びに当該措置の透明性及び公正かつ効果的な実施の確保について定める。（第十一・一條）

(イ) 第十一章における用語の定義について定める。（第十一・二條）

(ウ) 第十一章の規定の適用範囲について定める。（第十一・三條）

(エ) 第十一章の規定に関する安全保障のための例外及び一般的例外について定める。（第十一・四條）

(オ) 無差別待遇、電子的手段の利用、調達の実施、原産地規則等の対象調達に関する一般原則について定める。（第十一・五條）

(カ) 調達制度に関する情報の公表について定める。（第十一・六條）

(キ) 調達機関は、対象調達ごとに、附属書八に掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行うことを規定するとともに、それぞれの調達計画の公示に含める情報等について定める。（第十一・七條）

(ク) 供給者が調達に参加するための条件を定めるに当たり調達機関が従う事項について定める。（第十一・八條）

(ケ) 供給者の登録制度及び資格の審査に係る手続、選択入札、常設名簿に記載する供給者の資格の審査等に関し調達機関が従う事項について定める。（第十一・九條）

(コ) 調達される物品又はサービスの技術仕様及び入札説明書に関し調達機関が従う事項について定める。（第十一・十條）

(サ) 供給者が入札に参加するための期間等について定める。（第十一・十一條）

(シ) 調達機関が交渉を行うことができる場合について定める。（第十一・十二條）

(ス) 調達機関が限定入札を行う場合の条件等について定める。（第十一・十三條）

(セ) 入札書の取扱い及び落札について定める。（第十一・十四條）

- (7) 落札の決定に関する入札に参加した供給者への通知、落札情報の公示等について定める。(第十一・十五条)
 - (8) 調達に関する情報の開示等について定める。(第十一・十六条)
 - (9) 各締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、及び審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局、司法当局又は審査パネルを設置し、又は指定すること等を定める。(第十一・十七条)
 - (10) 一方の締約国は、附属書八に関する自国の情報の訂正又は同附属書に関連するその他の修正を他方の締約国に通報すること等を定める。(第十一・十八条)
 - (11) 附属書八において特定する調達機関が民営化された場合の手続について定める。(第十一・十九条)
 - (12) 一方の締約国は、他方の締約国の法人が第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の法人に対し、第十一章の規定による利益を否認することができることを定める。(第十一・二十条)
 - (13) 一方の締約国が第十一章の規定に従つて他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える等の場合における両締約国による交渉の開始について定める。(第十一・二十一条)
 - (14) 政府調達に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第十一・二十二条)
- 知的財産(第十二章)
- (一) 一般規定及び基本原則(第一節)
 - (ア) 両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を確保すること等を定める。(第十二・一条)
 - (イ) 第十二章の規定の対象となる知的財産の範囲について定める。(第十二・二条)
 - (ウ) 一方の締約国は、知的財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を他方の締約国の国民に与えることを定める。(第十二・三条)
 - (エ) 各締約国は、締結していない特定の知的財産に関する多数国間協定を批准し、又はこれらに加入すること等を定める。(第十二・四条)

(オ) 各締約国における知的財産権の運用のための手続の改善について定める。(第十二・五条)

(カ) 各締約国は、知的財産権の保護及び行使に関する一般に適用される自国の法令及び手続をインターネットにおいて利用可能なものとするよう努めること等を定める。(第十二・六条)

(キ) 知的財産の保護についての啓発の促進について定める。(第十二・七条)

(ク) 各締約国は、知的財産権の消尽に関して自国の制度を定めることができることを定める。(第十二・八条)

(ケ) 両締約国は、貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関し、ドーハ宣言を再確認すること等を定める。(第十二・九条)

(コ) 知的財産権の保護及び行使は、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との均衡に資するべきであることを定める。(第十二・十条)

(サ) 各締約国は、公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置が第十二章の規定及び貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、とることができること等を定める。(第十二・十一条)

(二) 著作権及び関連する権利(第二節)

(ア) 各締約国が著作者、実演家及びレコード製作者に対して付与する排他的権利について定める。(第十二・十二条)

(イ) 各締約国が放送機関に対して付与する権利について定める。(第十二・十三条)

(ウ) 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体につき、使用料の徴収及び当該団体の構成員への使用料の分配を公正な、効率的な、透明性のある、かつ、説明責任を負う形で行うように運営することを奨励することを確保するよう努めること等を定める。(第十二・十四条)

(三) 商標(第三節)

(ア) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができること等を定める。(第十二・十五条)

(イ) 各締約国は、団体標章及び証明標章を含む商標の保護について定めること等を定める。(第十二・十六条)

(ウ) 各締約国は、ニース協定に従った商品及びサービスの商標分類を使用することを定める。(第十二・十七条)

(エ) 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定めること等を定める。(第十二・十八条)

(オ) 各締約国は、一定の条件の下で、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができることを定める。(第十二・十九条)

(カ) 各締約国は、自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護することを定める。(第十二・二十条)

(キ) 各締約国は、自国の法令に従い、商標の出願が悪意で行われたものである場合には、当該出願を拒絶するために必要な措置をとるよう努めることを定める。(第十二・二十一条)

(ク) 各締約国は、出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知するとの要件等を含む商標の登録のための制度を定めるよう努めること等を定める。(第十二・二十二条)

(ケ) 各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録のための電子的な出願のシステムを提供するよう奨励されることを定める。

(第十二・二十三条)

(四) 地理的表示 (第四節)

(ア) 第十二章の規定の対象となる地理的表示の定義について定める。(第十二・二十四条)

(イ) 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、地理的表示を保護するための法的手段を確保することを定める。(第十二・二十五条)

(ウ) 両締約国は、地理的表示の相互承認に関する討議の重要性を認識すること等を定める。(第十二・二十六条)

(五) 意匠 (第五節)

(ア) 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定めること等を定める。(第十二・二十七条)

(イ) 各締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを確保するよう努めることを定める。(第十二・二十八条)

(ウ) 各締約国は、出願人に対して意匠の登録又は付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件等を含む意匠の登録又は付与のための制度を定めるよう努めること等を定める。(第十二・二十九条)

(エ) 各締約国は、ロカルノ協定に適合する意匠の分類制度を利用するよう努めることを定める。(第十二・三十条)

(オ) 両締約国は、意匠に新規性又は独創性があるかどうかを判断するに当たり創作物の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの意匠の猶予期間の重要性を認識することを定める。(第十二・三十一条)

(カ) 各締約国は、自国の法令に従い、意匠の登録のための電子的な出願のシステムを提供するよう奨励されることを定める。

(第十二・三十二条)

(六) 特許 (第六節)

(ア) 特許を受けることができる対象事項について定める。(第十二・三十三条)

(イ) 特許が特許権者に対して与える排他的権利等について定める。(第十二・三十四条)

(ウ) 各締約国は、一定の条件の下で、第三者の正当な利益を考慮して、特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を定めることができることを定める。(第十二・三十五条)

(エ) 各締約国は、出願人に対して特許の登録又は付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件等を含む特許制度を定めるよう努めること等を定める。(第十二・三十六条)

(オ) 各締約国は、特許の電子的な出願のシステムを採用するよう奨励されることを定める。(第十二・三十七条)

(カ) 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開するよう努めること等を定める。(第十二・三十八条)

(キ) 各締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを定めるよう努めることを定める。(第十二・三十九条)

(ク) 各締約国は、ストラスブル協定に適合する特許の分類制度を利用するよう努めることを定める。(第十二・四十条)

(ケ) 各締約国は、特許の出願及び登録の公告に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベースを提供するよう奨励さ

れることを定める。(第十二・四十一条)

(ロ) 特許の保護期間は、出願日から計算して二十年の期間が経過する前に終了してはならないことを定める。(第十二・四十二条)

(七) 植物の新品種 (第七節)

各締約国は、植物の品種の保護に関する特別の制度に基づく効果的な制度によつて植物の新品種に対する保護を与えること等を定める。(第十二・四十三条)

(八) 不正競争 (第八節)

(ア) 各締約国は、自国の法令に従い、不正競争行為からの効果的な保護を確保すること等を定める。(第十二・四十四条)

(イ) 国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための各締約国の制度に関し、適当な救済措置を利用可能なものとすることを定める。(第十二・四十五条)

(ウ) 両締約国は、開示されていない情報を保護することの重要性を認識することを定める。(第十二・四十六条)

(九) 知的財産権の行使 (第九節)

(1) 一般的義務 (第一款)

(ア) 知的財産権の行使に関する一般的義務について定める。(第十二・四十七条)

(イ) 知的財産権に関する権利行使の実務について定める。(第十二・四十八条)

(2) 民事上の救済 (第二款)

(ア) 各締約国は、第十二章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者に利用可能なものとするものと等を定める。(第十二・四十九条)

(イ) 各締約国は、自国の司法当局が、貿易関連知的所有権協定第四十四条の規定に適合する差止めによる救済を命ずる権限を有することを定めることを定める。(第十二・五十条)

(ウ) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害者に対し、知的財産権の侵害

により権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定めることを定める。(第十二・五十一条)

(エ) 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、意匠権、商標権、著作権等を侵害する物品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定めること等を定める。(第十二・五十二条)

(オ) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害の発生を防止すること等を目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有することを定めること等を定める。(第十二・五十三条)

(3) 国境措置 (第三款)

(ア) 各締約国は、権利者が、自国の関税領域に輸入され、又は自国の関税領域から輸出されようとしている物品であつて、商標権を侵害する疑いのあるもの又は著作権侵害物品の疑いのあるものの解放を停止するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を定めることを定める。(第十二・五十四条)

(イ) 各締約国は、権利者の行政上の負担を最小にするため、自国の法令に従い、停止に関する受理された申立てが適切な期間効力を有することを定めることを定める。(第十二・五十五条)

(ウ) 各締約国は、自国の権限のある当局が、権利者に対し、十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することとを定めること等を定める。(第十二・五十六条)

(エ) 各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税領域に輸入され、又は自国の関税領域から輸出されようとしている物品であつて、商標権を侵害する疑いのあるもの又は著作権侵害物品の疑いのあるものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定めることを定める。(第十二・五十七条)

(オ) 締約国は、自国の権限のある当局が、商標権を侵害する疑いのある物品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止した場合には、当該物品に関する一定の情報を権利者に通知する権限を有することを定めることができることを定める。(第十二・五十八条)

(カ) 各締約国は、自国の関税領域への輸入又は自国の関税領域からの輸出に関する停止については、自国の権限のある当局が権

利者に対し関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定めること等を定める。(第十二・五十九条)

(キ) 各締約国は、自国の関税領域への輸入又は自国の関税領域からの輸出に関して、第十二・五十四条又は第十二・五十七条に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、商標権を侵害する疑いのある物品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持することを定める。

(第十二・六十条)

(ク) 各締約国は、一定の条件の下で、自国の権限のある当局が商標権を侵害する物品又は著作権侵害物品であると認定された物品の廃棄又は排除を命ずる権限を有することを定めること等を定める。(第十二・六十一条)

(ケ) 各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連する料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならないことを定めること等を定める。(第十二・六十二条)

(4) 刑事上の制裁(第四款)

各締約国は、少なくとも故意による商業的規模の商標権の侵害及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めること等を定める。(第十二・六十三条)

(5) デジタル環境における権利行使(第五款)

各締約国は、特に、他方の締約国からデジタル環境における著作権及び関連する権利並びに商標権の侵害に関する特定の問題について通報を受けた場合には、利用可能な資源の範囲内で、自国の領域における当該侵害を抑制するための措置をとること等を定める。(第十二・六十四条)

(十) 協力及び制度上の措置(第十節)

(ア) 両締約国間で行われる知的財産の分野における協力について定める。(第十二・六十五条)

(イ) 知的財産に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第十二・六十六条)

(十一) 経過期間(第十一節)

(ア) 貿易関連知的財産協定に基づくバングラデシュの経過期間について定める。(第十二・六十七条)

- (イ) 第十二章の規定に基づくバングラデシュの経過期間について定める。(第十二・六十八条)
- (ロ) 貿易関連知的所有権協定第六十四条の規定の適用を妨げることなく、第二十一章に定める紛争解決手続は、第十二章の規定については、一定の条件の下で、協定の効力発生の日から五年間、バングラデシュに対する紛争解決には、適用しないことを定める。(第十二・六十九条)

競争政策(第十三章)

- (ア) 第十三章における用語の定義について定める。(第十三・一条)
- (イ) 各締約国は、反競争的行為を禁止する自国の競争法を維持し、及び反競争的行為に関連して適当な措置をとること等を定める。(第十三・二条)
- (ロ) 各締約国は、自国の競争法に違反した者に対し、制裁を科し、又は是正措置をとる前に、自己の防御のために陳述し、かつ、証拠を提出する合理的な機会を与えること等を確保すること、自国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該違反の疑いに関する手続の当事者の間の相互の同意に対して当該競争当局が自国の法律に定める方法により承認を与えることを通じて、自主的に解決する権限を与えること等を定める。(第十三・三条)
- (エ) 各締約国は、競争法の違反により自己の事業又は財産に損害を受けた者によって独自に行使される私訴に係る権利について定める法律その他の措置を採用し、又は維持すること等を定める。(第十三・四条)
- (オ) 各締約国は、適当な場合には、競争法の執行に関する問題について協力すること、一方の締約国の競争当局は、他方の締約国の競争当局との間で、協力に関する取決めを行うことを検討することができると等を定める。(第十三・五条)
- (カ) 両締約国は、利用可能な資源の範囲内で、競争に関する啓発についての情報及び経験の交換等の相互に決定する技術協力を行うことを検討することを定める。(第十三・六条)
- (キ) 各締約国は、消費者の保護に関する法律その他詐欺的な又は誤認させる商業活動を禁止する法令を制定し、又は維持すること等を定める。(第十三・七条)
- (ク) 一方の締約国は、要請を行った他方の締約国に対し、自国の競争法の執行に関する政策及び実務等に関する公開情報を利用

可能なものとする。等（第十三・八条）

(ケ) 一方の締約国は、両締約国間の理解を促進し、又は第十三章の規定の下で生ずる特定の問題に対処するため、要請を行った他方の締約国と協議を開始すること等を定める。（第十三・九条）

(コ) 第二十一章の規定は、第十三章の規定については、適用しないことを定める。（第十三・十条）

14 補助金（第十四章）

(ア) 両締約国は、公共政策の目的を達成するために必要な場合には、締約国が補助金を交付することができることを認めること、締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでないこと等を定める。（第十四・一条）

(イ) 第十四章における用語の定義について定める。（第十四・二条）

(ウ) 第十四章の規定の適用範囲について定める。（第十四・三条）

(エ) 一方の締約国は、自国が交付し、又は維持している特定性を有する補助金に係る法的根拠等について、他方の締約国に対し、協定の効力発生の日から二年ごとに英語により通報すること等を定める。（第十四・四条）

(オ) 一方の締約国は、他方の締約国の補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を書面により提出することができること、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行った締約国が求める場合には、一定の事項を含む情報を提供することを検討すること等を定める。（第十四・五条）

(カ) 禁止される補助金について定める。（第十四・六条）

(キ) 各締約国は、企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保するよう努めることを定める。（第十四・七条）

15 国有企業及び指定独占企業（第十五章）

(ア) 両締約国は、国有企業及び指定独占企業が両締約国間の貿易に影響を及ぼす反競争的行為を採用し、又は維持しないことを確保することの重要性を認識することを定める。（第十五・一条）

(イ) 第十五章における用語の定義について定める。(第十五・二条)

(ウ) 第十五章の規定の適用範囲について定める。(第十五・三条)

(エ) 第十五章の規定と世界貿易機関設立協定との関係について定める。(第十五・四条)

(オ) 第十五章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること又は独占企業を指定することを妨げるものではないこと等を定める。(第十五・五条)

(カ) 各締約国は、自国の国有企業及び指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること等を確保すること等を定める。(第十五・六条)

(キ) 両締約国は、関連する国際的な基準(特に、OECDの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含む。)を尊重し、及び当該基準に従うよう努めること等を定める。(第十五・七条)

(ク) 一方の締約国は、協定の効力発生の日の後六箇月以内に、中央政府の段階における自国の国有企業の一覧表を他方の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする等々を定める。(第十五・八条)

(ケ) 両締約国は、適当な場合には、利用可能な資源の範囲内で、自国の国有企業の企業統治及び運営の改善における両締約国の経験に関する情報の交換等の相互に合意する技術協力を行うことを定める。(第十五・九条)

16 ビジネス環境の整備(第十六章)

(ア) 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域において事業活動を遂行する他方の締約国の法人のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとること等を定める。(第十六・一条)

(イ) ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第十六・二条)

(ウ) 第十六章の目的のための連絡事務所の指定及び維持並びにその任務等について定める。(第十六・三条)

(エ) 第二十一章の規定は、第十六章の規定については、適用しないことを定める。(第十六・四条)

17 労働(第十七章)

(ア) 各締約国は、自国の法令及び関連する政策が高い水準の労働に関する保護を定めることを確保するよう努めること等を定め

る。(第十七・一条)

(イ) 両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則（結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止等）を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現すること等を定める。(第十七・二条)

(ウ) 両締約国は、自国が締結している強制労働に関する基本的なILOの条約の原則を尊重し、促進し、及び実現することについての自国の約束を再確認することを定める。(第十七・三条)

(エ) 労働に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第十七・四条)

(オ) 第十七章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報について定める。(第十七・五条)

(カ) 第二十一章の規定は、第十七章の規定については、適用しないことを定める。(第十七・六条)

環境（第十八章）

(ア) 各締約国は、自国の法令及び関連する政策が十分な水準の環境に関する保護を定めることを確保するよう努めること等を定める。(第十八・一条)

(イ) 両締約国は、気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することに向けて気候変動に対処するための行動をとるために協働することを約束すること等を定める。(第十八・二条)

(ウ) 各締約国は、自国の法令及び第十九章の規定に従い、第十八章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が透明性のある態様で実施されることを確保することを定める。(第十八・三条)

(エ) 両締約国が行うことができる環境に関する政策の貿易及び投資に関連する側面についての協力について定める。(第十八・四条)

(オ) 環境に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第十八・五条)

(カ) 第十八章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通

報について定める。(第十八・六条)

(キ) 第二十一章の規定は、第十八章の規定については、適用しないことを定める。(第十八・七条)

19 透明性(第十九章)

(ア) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する自国の法令等を速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。ことを定める。(第十九・一条)

(イ) 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、協定の対象となる事項に関する自国の法令等に関し、合理的な期間内に英語により、個別の質問に応じ、及び情報を提供すること等を定める。(第十九・二条)

(ウ) 締約国の権限のある当局は、協定の実施及び運用に関連を有し、又は影響を及ぼす行政上の決定を求める申請に対し、合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること等を定める。(第十九・三条)

(エ) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、行政裁判所若しくは司法裁判所又は行政上若しくは司法上の手続を維持すること等を定める。(第十九・四条)

(オ) 各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、阻止し、及び撲滅するために必要な立法その他の措置を採用し、又は維持すること等を定める。(第十九・五条)

20 協力(第二十章)

(ア) 両締約国間の協力の基本原則及び協力の分野について定める。(第二十・一条)

(イ) 第二十章の規定に基づく協力の形態については、両締約国が作成する指針において定めることができることを定める。(第二十・二条)

(ウ) 第二十章の規定に基づく協力のための費用は、両締約国が相互に決定する衡平な方法により負担すること等を定める。(第二十・三条)

(エ) 協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第二十・四条)

(オ) 第二十一章の規定は、第二十章の規定については、適用しないことを定める。(第二十・五条)
紛争解決(第二十一章)

(ア) 第二十一章における用語の定義について定める。(第二十一・一条)

(イ) 第二十一章の規定は、協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とすることを定める。(第二十一・二条)

(ウ) 第二十一章の規定の適用範囲について定める。(第二十一・三条)

(エ) 協定は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈すること等を定める。(第二十一・四条)

(オ) 紛争解決の場の選択等について定める。(第二十一・五条)

(カ) 一方の締約国は、協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争等について、他方の締約国との協議の要請を行うことができないこと等を定める。(第二十一・六条)

(キ) 両締約国は、いつでも、紛争解決の代替的な方法(あつせん、調停及び仲介を含む。)を任意にとることを決定することができること等を定める。(第二十一・七条)

(ク) 仲裁裁判所の設置の要請及び構成等について定める。(第二十一・八条)

(ケ) 仲裁裁判所の任務について定める。(第二十一・九条)

(コ) 仲裁裁判手続の詳細について定める。(第二十一・十条)

(サ) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第二十一・十一条)

(シ) 仲裁裁判所が下した裁定の実施について定める。(第二十一・十二条)

(ス) 裁定を実施する義務の履行のためにとられた措置の有無等について両締約国間に意見の相違がある場合に再招集される仲裁裁判所の手続等について定める。(第二十一・十三条)

(セ) 裁定を実施する義務が履行されない場合における代償及び譲許その他の義務の停止について定める。(第二十一・十四条)

(リ) 仲裁裁判所に係る費用の負担について定める。(第二十一・十五条)

- (ク) 第二十一章の規定のための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報等について定める。(第二十一・十六条)
- (ケ) 第二十一章の規定に基づく全ての手続は、英語によるものとすることを定める。(第二十一・十七条)
- 最終規定(第二十二章)

- (ア) 協定の目次並びに協定中の章、節、款及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを定める。(第二十二・一条)
- (イ) 協定の附属書及び協定中の注釈は、協定の不可分の一部を成すことを定める。(第二十二・二条)
- (ウ) 協定の改正について定める。(第二十二・三条)
- (エ) 協定の効力発生について定める。(第二十二・四条)
- (オ) 協定の実施及び運用についての一般的な見直しについて定める。(第二十二・五条)
- (カ) 協定の終了について定める。(第二十二・六条)

23
附属書

- (一) 締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。(附属書一)
- その概要は、次のとおりである。

- (1) バングラデシュによる関税の撤廃及び引下げ(第二編)
- (ア) 概要及び対象品目

品目数では、全七千四百三十六品目のうち、協定の効力発生の日に関税を撤廃するものは千三十九品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは四千八百四十二品目、その他のもの(E-MFN(バングラデシュによる実行最恵国税率又はバングラデシュが締結している国際約束に基づく関税上の特惠待遇のうち最も低い税率のいずれか低い方の税率とすることという。以下同じ。)(又は除外))は千五百五十五品目となる。

分野別では、農林水産品千六百八十三品目のうち、二百四十七品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品以外の五千七百五十三品目のうち、千三百八品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、E-MF

N又は除外の各分類で対応する。

(イ) 主要品目ごとの概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
ぶり及びたい	二八％	段階的関税撤廃（十五年目）
ほたて	二八％	段階的関税撤廃（十五年目）
りんご及びぶどう	八八・五％	段階的関税撤廃（十五～十八年目）
緑茶	五三・六％	段階的関税撤廃（十五年目）
味噌及び醤油 ^{しやう}	五三・六％	段階的関税撤廃（十五年目）
和牛肉	四〇・八％	段階的関税撤廃（十五年目）
熱延鋼板	一〇％	段階的関税撤廃（十二年目）
自動車の部分品	二八～四〇％	段階的関税撤廃（十年目）
自動車用エンジン	一〇～五三・六％	ほとんどは段階的関税撤廃（十五～十八年目）、一部は除外
乗用車	五三・六～八三〇％	ノックダウン生産は段階的関税撤廃（十五年目）、完成車はE－MFN
綿織物	四〇・八％	ほとんどは段階的関税撤廃（十五～十八年目）、一部は除外

(2) 日本国による関税の撤廃及び引下げ（第三編）

(ア) 概要及び対象品目

品目数では、全九千三百五十四品目のうち、協定の効力発生の日に関税を撤廃するものは七千三百七十九品目、一定の経過

期間を経た後に関税を撤廃するものは五百九品目、その他のもの（関税割当て、再協議（協定の効力発生の日から九十日以内に開始する両締約国による見直しの対象となることをいう。以下同じ。）又は除外）は千四百六十六品目となる。

分野別では、農林水産品二千六百品目のうち、千百二十五品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品以外の六千七百五十四品目のうち、三百四十一品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税割当て、再協議又は除外の各分類で対応する。

(イ) 主要品目ごとの概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
もんごういか（冷凍したものを除く。）	三・五%	再協議
えび及びかに	―	即時関税撤廃
マンゴー	―	即時関税撤廃
天然蜂蜜	二五・五%	関税割当て
香辛料	―	即時関税撤廃
カレー調製品	七・二%	段階的関税撤廃（十年目）
繊維製品	―	即時関税撤廃
皮革及び皮革製品	―	再協議
履物	―	再協議

(二) 非原産材料を使用して生産される産品が原産品とされるために満たすべき要件として、品目別規則について定める。品目ごと

に、原産資格割合（產品の本船渡し価額から当該產品の生産に使用される非原産材料の価額を除いた価額が当該本船渡し価額に占める割合等）が四十パーセント以上又は三十パーセント以上となることを求める基準、一定の関税分類の変更（材料から產品を生産する工程を経た結果、当該材料と当該產品との間に一定の関税分類の変更が生じていること。）を求める基準、產品を生産する工程において特定の製造又は加工の作業が行われることを求める基準等を定める。（附属書二）

(三) 產品が原產品であることを証明する原産地証明書及び原産地申告に必ず記載されるべき事項（輸出者及び輸入者の詳細、品名及び関税分類番号、当該產品に原産性を与えることとなる基準等）について定める。（附属書三）

(四) 金融サービスに関して第七章の規定を補足する規定として、新たな金融サービス、信用秩序の維持のための措置、特定の情報の取扱い、承認、透明性、金融サービスに係る例外、情報の移転及び処理、自主規制団体、支払及び清算の制度、協議、連絡部局並びに紛争解決について定める。（附属書四）

(五) 締約国がサービスの貿易に関して行う特定の約束について定める。（附属書五）
その概要は、次のとおりである。

(1) バングラデシュの特定の約束に係る表（第二編）
バングラデシュは、次の十一分野に関して約束を行う。

実務サービス（自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス並びに研究及び開発のサービスを含む。）

通信サービス（クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス）

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス（建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事、設置及び組立工事並びに建築物の仕上工事を含む。）

流通サービス（問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス）

教育サービス（初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービス）

環境サービス（汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービス）

金融サービス（保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス）

健康に関連するサービス及び社会事業サービス（病院サービス）

観光サービス及び旅行に関連するサービス（ホテル及び飲食店のサービス、旅行業サービス及び観光客の案内サービス）

娯楽、文化及びスポーツのサービス（興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）、通信社サービス、図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス並びにスポーツその他の娯楽のサービス）

運送サービス（海上運送サービス、内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サービス及びパイプライン輸送）

(2) 日本国の特定の約束に係る表（第三編）

日本国は、次の十一分野に関して約束を行う。

実務サービス（自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送サービスのためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）、研究及び開発のサービス、不動産に係るサービス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。）

通信サービス（郵便又はクーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス）

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス（鉱業に関連するものを除く。）（建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事、設置及び組立工事並びに建築物の仕上工事を含む。）

流通サービス（問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス）

教育サービス（初等教育サービス（保育所を除く。）、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。）

環境サービス（汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。）

金融サービス（保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス）

健康に関連するサービス及び社会事業サービス（病院サービス、その他の人の健康に関連するサービス及び社会事業サービス（介護福祉士が提供するサービスを含み、保育サービスを除く。））

観光サービス及び旅行に関連するサービス（ホテル及び飲食店のサービス、旅行業サービス及び観光客の案内サービス）

娯楽、文化及びスポーツのサービス（興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）、通信社サービス、

図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス並びにスポーツその他の娯楽のサービス）

運送サービス（海上運送サービス、内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サービス、パイプライン輸送及び全ての形態の運送の補助的なサービス）

(六) 締約国がサービスの貿易に関して行う最恵国待遇の免除について定める。（附属書六）

日本国は、次の四分野を免除の対象として掲げている。

海上貨物利用運送サービス

国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）

エネルギーに係るサービス

漁業に関連するサービス

また、日本国は、全ての分野に共通の制限として、日本国における土地の取得等並びに外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続を掲げている。

(七) 締約国が自然人の移動に関して行う特定の約束について定める。（附属書七）

その概要は、次のとおりである。

(1) バングラデシュの特定の約束に係る表（第一編）

(ア) 日本国の商用訪問者

二箇月を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在

(イ) 日本国の企業内転勤者

三箇月を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在

(ウ) 日本国の投資家

- 一年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
- (エ) 日本国の自由職業サービス提供者
 - 三箇月を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
- (オ) 日本国の独立の自由職業家
 - 三箇月を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
- (カ) 契約に基づく日本国のサービス提供者
 - 三箇月を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
- (キ) 原則として、当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間の入国及び一時的な滞在
 - (イ) から(カ)までに規定する日本国の自然人に同行する配偶者及び被扶養者
- (ク) 機器等の設置及び保守作業に従事する日本国の自然人
 - 一箇月を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
- (2) 日本国の特定の約束に係る表（第二編）
 - (ア) バングラデシュの商用訪問者
 - 九十日を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
 - (イ) バングラデシュの企業内転勤者
 - 五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
 - (ウ) バングラデシュの事業経営者
 - 五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
 - (エ) バングラデシュの自由職業サービス提供者
 - 五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
 - (オ) バングラデシュの独立の自由職業家
 - 五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在

(カ) 五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在
契約に基づくバングラデシュのサービス提供者

五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の入国及び一時的な滞在

(キ) (イ)から(カ)までに規定するバングラデシュの自然人に同行する配偶者及び被扶養者

原則として、当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間の入国及び一時的な滞在

(ハ) 第十一章の規定の適用を受ける調達機関、物品、サービス等について定める。（附属書八）

その概要は、次のとおりである。

(1) バングラデシュの表（第一編）

(ア) 中央政府の機関に関し、議会議務局、大統領府、バングラデシュ最高裁判所、首相府・首席顧問府、バングラデシュ選挙管理委員会、バングラデシュ公共サービス委員会、会計検査院、反汚職委員会、内閣府、財務省等四十八の機関が行う一定の基準額以上の物品及びサービス（建設サービスを含む。）の調達

(イ) 地方政府の機関に関し、北ダッカ特別市、南ダッカ特別市、チョットグラム特別市、クルナ特別市、ラジシャヒ特別市、ボリシャル特別市、シレット特別市、ロングプール特別市、クミッタ特別市、ナラヤンガンジ特別市等七十三の特別市及び県が行う一定の基準額以上の物品及びサービス（建設サービスを含む。）の調達

(ウ) その他の機関に関し、バングラデシュ電気通信規制委員会、バングラデシュ・エネルギー規制委員会、バングラデシュ証券取引委員会、大学補助金委員会、バングラデシュ原子力委員会、バングラデシュ道路交通局、バングラデシュ橋梁局、バングラデシュ民間航空局、バングラデシュ経済特区庁、バングラデシュ輸出加工区庁等百八十九の機関が行う一定の基準額以上の物品及びサービス（建設サービスを含む。）の調達

(2) 日本国の表（第二編）

(ア) 中央政府の機関に関し、衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）等会計法の適用を受ける二十八の機関が行う一定の基準額以上の物品及びサービス（建設サービスを

含む。）の調達

(イ) 地方政府の機関に関し、地方自治法の適用を受ける六十七の都道府県及び指定都市が行う一定の基準額以上の物品及びサービス（建設サービスを含む。）の調達

(ウ) その他の機関に関し、独立行政法人、国立研究開発法人等百六の機関が行う一定の基準額以上の物品及びサービス（建設サービスを含む。）の調達

(九) 第十二章の規定に基づくバングラデシュのための経過期間について定める。（附属書九）

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

